

第20回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日 時 2005年5月31日（火）10:30～11:30
2. 場 所 中央合同庁舎第4号館7階 共用743会議室
3. 出席者 近藤委員長、齋藤委員長代理、木元委員、町委員、前田委員  
内閣府  
戸谷参事官、後藤企画官、森本企画官、犬塚参事官補佐  
文部科学省  
原子力規制室 黒村保安管理企画官、長谷川原子力施設  
検査官  
経済産業省  
原子力安全・保安院特別調査課訟務室 山田室長
4. 議 題
  - (1) 前回議事録の確認
  - (2) 核燃料サイクル開発機構大洗工学センターの原子炉設置変更（重水臨  
界実験装置の変更）について（諮問）（文部科学省）
  - (3) 平成18年度の原子力関係施策の基本的考え方について
  - (4) もんじゅ行政訴訟判決について
  - (5) その他
5. 配布資料
  - 資料1-1 核燃料サイクル開発機構大洗工学センターの原子炉設置変更  
（重水臨界実験装置の変更）について（諮問）
  - 資料1-2 核燃料サイクル開発機構大洗工学センターの原子炉設置変更  
（重水臨界実験装置の変更）の概要について
  - 資料2 平成18年度の原子力関係施策の基本的考え方（案）
  - 資料3 第19回原子力委員会定例会議議事録（案）
  - 資料4 原子力委員会 新計画策定会議（第28回）の開催について
  - 資料5-1 もんじゅ行政訴訟判決 骨子

資料 5 - 2 もんじゅ行政訴訟判決 要旨

資料 5 - 3 もんじゅ行政訴訟判決 主文

## 6. 審議事項

### (1) 前回議事録の確認

事務局作成の資料 3 の第 19 回原子力委員会定例会議議事録（案）が了承された。

### (2) 核燃料サイクル開発機構大洗工学センターの原子炉設置変更（重水臨界実験装置の変更）について（諮問）（文部科学省）

標記の件について、黒村保安管理企画官より資料 1 - 1 及び 1 - 2 に基づいて説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

（齋藤委員長代理）資料 1 - 1 の別紙に「その他の燃料については、重水臨界実験装置施設内に保管又は法に基づく日本国内の原子炉設置者、再処理事業者、使用者に引き渡し、再処理若しくは保管されること」とあるが、どういったことを想定しているのか。

（黒村保安管理企画官）現在、重水臨界実験装置を解体中なので、解体を優先するために燃料を他の施設で保管することも考えられるということである。

（齋藤委員長代理）核燃料サイクル開発機構（JNC）内の他の施設ということか。

（黒村保安管理企画官）基本的には JNC 内の施設を考えているが、申請の内容としてはその他の機関の施設を対象から排除するものではない。

（近藤委員長）法律にはそういった移管の条件が定められていると理解しているが。

（黒村保安管理企画官）他の施設に引き渡すにあたっては、法令上譲渡譲受の制限もあり、その中で行われる。

（近藤委員長）法律で定められた手続きに従い行うことあるべしと理解した。それでは本件はお預かりし、後日答申を申し上げる。

### (3) 平成18年度の原子力関係施策の基本的考え方について

標記の件について、犬塚参事官補佐より資料2に基づいて説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(齋藤委員長代理) 新計画策定会議の議論などにおいても、原子力分野には魅力的なものがないから人材が集まらないといったことが言われており、そういった意味でも、次の2点を追加したほうがよいと思う。1点目だが、2.3の始めの文章中には「革新的原子炉とその非電力分野への利用技術」とあるが、この内容が下の重点事項に無い。高温ガス炉による水素製造技術の研究開発は、世界的に非常に注目されているので、その項目があるほうがよいと思う。

2点目だが、2.4の放射線利用の重点事項は医療分野と食料分野のみである。工業分野でも、日本原子力研究所の高崎研究所による温泉からの有用金属の捕集など、話題になっている技術も多々あり、また、地域共生にも色々と役立っていることから、重点事項に入れたほうがよいと思う。

それから、2.2の重点事項の1つ目に「高経年化対策など既存の軽水炉システムの安全性・経済性を一層向上させる」とあるが、「高経年化対策など」が安全性だけでなく経済性の向上にまでかかるのはよくないので、「既存の軽水炉システムの高経年化対策などの安全性及び経済性を一層向上させる」とするほうがよいと思う。

(近藤委員長) 高温ガス炉による水素製造について、本案では、2.3の始めの文章に読めるが、重点事項にはなっていない。水素社会の実現は相当将来のことであり、現在は基礎研究を実施することが重要であることから、重点事項とする必要は無いと考えられるが、しかし一方、我が国の原子力研究開発のある程度の目玉であることも事実である。これを重点事項に入れるかどうかについては更に検討する。

それから、工業分野の放射線利用については、重点事項とした場合に、実際に相当する施策を実施してもらえんかどうかが問題であると思う。

(町委員) 高崎研究所では重要な燃料電池の隔膜の開発でもよい成果が上がって、新聞等にも取り上げられている。こういった分野の研究は民間も含め重点を置くべきと思う。

(近藤委員長) 研究はある程度行われているが、重点事項とするのが適切かという問題である。

(前田委員) 漏れなく実施していただくために、重点事項に入れたほうがよ

いと思う。

(近藤委員長) 工業分野の放射線利用を重点事項に入れるかどうかについても更に検討する。

(町委員) 2. 3の3つめの重点事項に文部科学省の提案公募事業について書かれているが、経済産業省の、より実用に近い、軽水炉等に係る革新的技術研究開発の提案公募事業についても解るように書いたほうがよいのではないか。

(犬塚参事官補佐) この項目は、文部科学省の「原子力システム研究開発」と経済産業省の「革新的実用原子力技術開発費補助金」の両方の施策に相当する内容を書いている。

(木元委員) 2. の冒頭に「推進に当たっては効率的になされるように配慮する」とあり、以降の個別の項目で「効果的」と書かれているところがあるが、全体にかかるように冒頭にも「効果的」を入れたほうがよいと思う。

(前田委員) 「効果的」、「効率的」という言葉を2. の冒頭に入れるのはよいと思うが、以降の個別の項目にもかなり出てくる。そこは繰り返し強調したほうがよいという理由で書いているのか。

(近藤委員長) 例えば、安全規制と「効果的・効率的」はセットなので省略できない。他も、単に「推進する」等にかかるだけではなく、必要などころのみ残していると思う。

(犬塚参事官補佐) それぞれ必要かどうかを再度確認する。

(木元委員) この文書だけでなく、以前から気になっているが、「人材育成」と「人材養成」が混在しているので、どちらかに統一したほうがよいと思う。最近では「育成」のほうが多く使われているように思うので、「育成」がよいと思う。

(犬塚参事官補佐) 両者の意味や使用状況を確認してご相談する。

(近藤委員長) それでは今日いただいたご意見を踏まえ、事務局に案を修正していただき、次週の定例会議で再度議論することとする。

#### (4) もんじゅ行政訴訟判決について

標記の件について、山田室長より資料5-1から5-3に基づいて説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(齋藤委員長代理) 今回の判決で、「もんじゅ」の安全審査は、当時の最高の

技術水準の知見と的確な保守性、裕度を取り入れて行われたものであり、本判決で安全審査の過程に見過ごし難い誤りは無いと判断されたことは、妥当であると考えている。ナトリウム漏れ事故から10年、この事故の教訓を風化させることなく、当事者は心機一転、一から出直す気概を持ち、安全確保を第一に透明性を持って、手抜きなく改造工事、試運転を実施していただきたい。そして、地元の住民の方々の信頼の下に、「もんじゅ」の本格運転により、今後の高速増殖炉開発に有用な運転実績をあげていただきたいと考えている。

(町委員) 原子力委員会の議論においても、我が国の長期にわたるエネルギー確保のためにFBRサイクルの確立が非常に重要であると考えられており、そのための「もんじゅ」の運転に向けた道筋が見えたという点で今回の結果はよかったと思う。「もんじゅ」はまだ実験段階の炉であるため、今後も色々な不具合が起こる可能性があるが、そういった不具合の可能性をできるだけ減らし、不具合が起こった場合にも事象が拡散しないように対策することが大事である。それから、地元の理解が無いとプロジェクトは進展しないので、不具合等に係るものを含めて、情報を地元の方々に分かり易く、絶えず透明にして提供し、このプロジェクトの重要性も含めて地元で理解していただくことが大事であると思う。

(木元委員) 昨日テレビを中心に報道がなされ、「もんじゅ」を廃炉に追い込むために20万人以上の署名が集まり、その方たちの声明もあった。ニュース解説でも、この判決をすんなり受け止めるのではなく、より安全性に留意して進めなければならないこと、それから、見通しが立たないものに対してこういう判決が出たことはよいのか、というコメントがあった。原子力委員会としてというより個人的な考えかもしれないが、「こういった意見を無視して『よい判決だった』と言うことはできない」という気持ちを持ち続けたいと思う。常に、「なぜ高速増殖炉が必要なのだろう」、「なぜ『もんじゅ』が必要なのだろう」、「なぜ反対するのだろう」、「なぜ安全性に対する疑問は生まれるのだろう」ということを謙虚に反芻していかないと、こういう事業は成り立たないという思いを新たに強くしている。

100%の安全というのは科学技術文明の中にあり得ないと思っている。ダイナマイトでも、飛行機でも、包丁でも、「凶器の部分と利器の部分と比較衡量し、凶器の部分があってもこれを防護でき、人類にとってそれを上回る利器の部分の評価できるならば、採択しましょう」と、常に合意形成の努力をし続けなくてはならないことをしっかり再認識したいと思う。

(前田委員) 高速増殖炉開発において中核的位置付けになっている「もんじ

ゆ」に関し、今回の判決が出たことは非常に意義深いと思う。ただし、なぜこのような10年間の空白期間が出来てしまったのか、あの事故が起こった当初からの、事業者、国の対応等を、教訓としてもう1度よく見直す必要があると思う。これから改造工事を行い、その後運転を開始するわけだが、不具合が絶対に無いとは言えない。何かが起こった時に、過去の苦い経験を反映し、説明責任を果たして対応できるよう、きちんと心構えや準備をしていただきたいと思う。

(近藤委員長) 今回の判決はこれまでの国の主張を認めたもの。その点で妥当と考える。

「もんじゅ」は、新計画策定会議でも議論されたが、将来のエネルギー供給技術の最も有力な選択肢の一つとして研究開発を進めてきている高速増殖炉について、これを競争力のある実用技術とするための研究開発の重要なツールとされている。具体的には、ナトリウム冷却炉の設計技術、運転管理技術のかなりの部分は20年以上運転している高速実験炉「常陽」で得てきているが、ナトリウム冷却系及び水冷却系を含めた発電炉システム技術を確認して、次の開発活動に向けてステップアップする基盤を確かなものにすることが、「もんじゅ」の重要な使命の一つである。それから、高速炉の材料や燃料を開発するためには、商業炉相当の高速中性子場が必要だが、「もんじゅ」はこれを提供できる世界でも数少ない原子炉である。関係者においては、これを機会に、国民の税金を使い国民の大きな負託を受けていることを再認識し、運転再開に向け、国民との相互理解活動に全力を尽くしていただきたいと思う。

裁判の争点は本来行政処分の瑕疵の有無あるいはその重大性にあったが、実態としては安全性の考え方、確保の仕方の議論がなされたために、裁判所も単に手続き論だけでなく、ワーキンググループの判断も含めてある程度安全委員会の技術的な判断についても言及しつつ判示しているのは興味深い。「もんじゅ」については安全性の議論が多く取り上げられてきていることから、地域社会の方々に対して改めて「もんじゅ」の安全性について設置者の考えるところ、そのリスク管理のあり方をきちんと伝えていくことが重要だと思う。先ほど20万人の署名と言われたが、原子力委員会も100万人の署名を受け取っており、我々もまた我々としての考えを伝えていくことが重要だと思う。

この裁判が始まってから時間が経過し、この間に行政処分の決定に至る過程で、処分の方角性や根拠について利害関係者の意見の提出を受ける、公衆参加のための制度が整備されてきている。これは行政処分に対して裁

判よりも効率的に異議申立が出来る制度であるわけだが、こういった制度がどれだけ効果的に使われているかを評価してみる必要があると思う。制度が整備されてから10年も経っておらず、十分事例があるかどうか分からないが、住民から見た制度の効果感について必要があれば改良していくつもりで研究してみてもどうかと感じた。

今回の裁判の特徴の一つは、非放射性の2次系の設計が争点に取り上げられたことである。原子炉からは離れたところであり、ナトリウムだからと言うが、他の産業ではナトリウムよりも危険なマグネシウムの液体などが扱われている。原子炉の設置許可の判断基準は、放射性物質による災害の防止上支障が無いことであるので、原子炉からはなれた2次系の設計については、基本的なことを抑えて、運用に係る多くのことは設置許可の後続の工事認可に係る内容になっている。そういった状況があることから、金沢高裁支部は、2次系の床ライナのナトリウムによる腐食に対する対策を、苦労して原子炉の設置許可基準で判断し、問題ありとした。しかし、今回の判決では、こうした2次系の設計については工事認可の段階で審査することは合理的であるとしている。これは重要な指摘・判断と思う。この工事認可の判断基準については、規制当局は最新の知見に照らして見直す等努力していることは理解しているが、今後はさらに一層透明性を高め、充実していくことが重要と感じた。この数年間の法制改正の議論の中で、高経年化に関する技術基準等、技術基準のあり方が色々議論され、規制当局はこれらを合理的に整備する方向に向かっていると理解しているが、改めてこの機会にそのことの重要性を認識され、今後とも誠実に取り組んでいただくのが適切という感想を持った。

(山田室長) 近藤委員長のご指摘も汲みながら、また、我々も今回の判決を受け、最高裁判所がここまで調べて判じられたことに身の引き締まる思いであり、安全審査に携わる者として、今後何事も疎かにすることなく取り組んでいきたいと考えている。原子力安全・保安院職員一同その気持ちを強く共有していると思う。

#### (5) その他

- ・ 事務局より、6月7日(火)に次回定例会議が開催される旨、報告があった。
- ・ 事務局より、6月7日(火)に原子力委員会 第28回新計画策定会議が開催される旨、報告があった。